

## 第22期第15回海区漁業調整委員会議事録

### 1 日時・場所

令和5年8月8日（木）午後1時30分～午後3時00分

秋田県庁 議会棟2階「特別会議室」

### 2 出席者

#### 委員（定数10名）

加藤 和夫、船木 律、三浦 清、齊藤 一成、腰山 公正、鎌田 誠喜、工藤 義彦、杉本 勇助、大竹 敦（出席9名）

#### 事務局・秋田県

事務局 : 奥山 忍、橋本 羊子、保坂 芽衣

農林水産部水産漁港課 : 百瀬 夏実

### 3 議事事項

- (1) 令和5年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提案（照会）事項に対する回答について（協議）
- (2) 海区漁場計画について（諮問）
- (3) その他
  - ①全国海区漁業調整委員会連合会の役員について（報告）
  - ②漁業法第73条第2項第2号に係る免許をすべき者の審査基準について（報告）
  - ③知事許可漁業の一斉更新について（報告）
  - ④その他

### 4 開会・あいさつ

#### ○事務局（奥山）

ただいまより、第22期第15回秋田海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日は伊藤委員が欠席のため出席委員9名で、出席委員数が過半数を超えていますので、秋田海区漁業調整委員会規程第6条に基づき、本委員会が成立することを報告させていただきます。

それでは、はじめに加藤会長からご挨拶をお願いします。

#### ○加藤会長

本日は熱中症アラートが発令されている猛暑の中、ご出席ありがとうございます。

日本列島大変な状況で、先週には沖縄・奄美地方を迷走した台風が大きな被害を与えました。続けてまた新たな台風も発生しているようでございます。秋田県では先月の14日から15日にかけて、24時間雨量が7月一か月分を上回る豪雨でありました。皆さんの所は大丈夫だったでしょうか。

県全体では、現在のところ床上浸水が約3,000件、床下浸水が約2,000件と大きな被害を受けたほか、断水なども多くの地域で発生しました。また、道路や河川などの土木施設の被害は約200億円相当、農林水産業の被害が約100億円と言われておりますので、復旧にはかなりの時間と金がかかるものと思われまます。それでも竿灯など、各地のイベントが予定どおり開催されておりますので、これから徐々に日常を取り戻していくものと思ひます。

前回の委員会では、くろまぐろに関する令和5年度の漁獲可能量について協議しましたが、先月の国際会議の中で、現在の資源状況は回復傾向にあることを踏まえながら、大型魚については実質的に増枠となるようなニュースが流れております。

また、現在は国際会議の中で、そのつど枠の配分が決定される形となっておりますが、中長期的に見通しを立てられるような新しい管理方式についての協議も始まるようです。日本としても、来年の4月に予定されている国際会議では、資源状況の回復を受けて一段と増枠を求めていく姿勢であるようですので、我々も会議の方向を期待して見ていきたいと考えております。

今日の会議は、漁場計画や3海区連絡協議会の要望事項の協議でございますので、議事進行にご協力をお願い申し上げます。

○事務局（奥山）

ありがとうございました。

## 5 資料確認

（事務局が資料確認）

## 6 議事録署名委員選任

○加藤議長

それでは議事に入る前に、議事録署名委員を指名いたします。今回は腰山委員と鎌田委員をお願いしたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

○腰山委員、鎌田委員

はい。

## 7 議事

### 議題1：令和5年度新潟・山形・秋田3海区連絡協議会の提案（照会）事項に対する回答について（協議）

#### ○加藤議長

それでは議事に入ります。議題1について事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局（奥山）

資料1をご覧ください。新潟及び山形海区から、3海区連絡協議会における照会事項が届いております。本日は、これに対する回答についてご協議をお願いします。

はじめに新潟から、（1）広域漁業調整委員会指示に基づく遊漁によるくろまぐろ大型魚採捕制限に対する遊漁船業者への周知方法と、（2）委員会指示違反をした遊漁船業者への取り締まり対応についてです。

当県では、（1）については、遊漁船業者それぞれへ通知文は郵送していませんが、海面漁協、つり団体及びマリーナ等へメール又は郵送で対応し、その際、各自で水産庁ホームページを適宜確認するよう記載しています。また、例年水産庁が作成しているポスターやチラシは、全ての遊漁船業者へ郵送し、掲示・周知を依頼しております。

（2）については、結論から申し上げますと、これまでにくろまぐろに関する委員会指示違反を確認したケースはありません。今後取り締まりを実施する際は、新潟漁業調整事務所資源課発出の実施要領に基づいて対応を予定しております。取り締まりの主体は漁業調整事務所になりますが、実施要領では所管の県職員の同行も求められることとなっており、県としても規制に関する周知を行っていく必要がありますので、それに沿った行動計画としております。

次に山形から、各県で漁獲される魚種にかかる変化についての照会です。

この照会に対し、当県からは漁獲が減少している魚種としてハタハタとスケトウダラを、増加している魚種としてはアカアマダイをピックアップしました。また、照会事項に記載のあったスルメイカについても集計を行いました。

集計にあたっては、地図に表示した男鹿半島の点線から北の海域を県北域、南を県南域としました。集計結果については資料に記載のとおりですが、ハタハタは皆さんもご存知のとおり右肩下がりの状況にあり、特に底引き網での漁獲が減少し、漁場は県北域への偏りが見られます。スケトウダラも減りが激しく、もともと県北域での底引き網の漁獲が主でしたが、その傾向が2019年以降は拍車がかかっている状況にあります。

アカアマダイについては右肩上がり、ここ10年は高い水準を維持しています。主要な漁業種類は刺網で、県南域での漁獲が増えています。

最後にスルメイカについて、いか釣りの場合は、県外船による漁獲がメインで、年によって変動がありますが平均すると75%程度が県外船によるものとなっています。2013年には500トン程度の漁獲量でしたが、減少傾向にあります。一方、底引き網による漁獲は100%県内船によるものですが、近年では100トンを超える年もあるなど山形県同様に伸びている状況が見られます。

照会事項に対する回答案についての説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

○加藤議長

ただいまの回答案について、皆様から補強するようなご意見はございますか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

事務局で作成、分析した回答でよろしいですか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それではこの内容で、3海区連絡協議会の場でお示ししたいと思います。

## 議題2：海区漁場計画について（諮問）

○加藤議長

それでは次に移ります。議題2について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

当日配布資料2-1をご覧ください。はじめに諮問文を読み上げます。（諮問文読み上げ）

前回の委員会にて海区漁場計画の素案をお示ししました。その後、利害関係人の意見照会と、港湾管理者や海面の利用者等への協議を行いました。その御意見等を踏まえ、今回案を作成しましたので、漁業法の規定に基づき諮問します。

素案との変更点ですが、内容に大きな変更はないのですが、住所表記で抜けていた地名の追加（共第1号山本郡八峰町、共第5号：加茂青砂、本山門前、共第7号基点18号にかほ市）、共第5号（れいしがい漁業）、そのほか字句の修正を行っております。また、追加した事項として、免許予定日（R6.1.1）と申請期間（R5.9.29～11.17）を示しています。

この諮問に対し、海区漁業調整委員会から答申するときは、漁業法第5項の規定により、公聴会を開催し、漁業を営む者、漁業を営もうとする者等の意見を聴かなければならないとされております。

公聴会については、資料2-2「秋田海区漁業調整委員会公聴会に関する手続き規定」に基づき開催することとなります。第2条に基づき開催の決定は委員会によって決議いただき、第4条により開催の期日から少なくとも7日前に日時等を公示する必要があります。

3ページの開催案をご覧ください。開催日時及び場所ですが、令和5年9月12日（火）の午後1時半から3時までとし、場所は秋田地方総合庁舎5階502、503会議室を予定しております。

「2 案件」は秋田海区漁場計画の案、「3 公聴会において意見を述べようとする

者の範囲」は、漁業者、入漁権者、漁業権漁業経営者、漁業協同組合関係者等、利害関係のある者となります。「4 海区漁場計画の案の内容等」は、沿海市町、漁業協同組合、地域振興局等に備えおくほか、県のウェブサイトに掲載し、縦覧に供します。「5 公聴会における意見の申出」は、事前に文書にて提出させることとします。公聴会の内容については、以上となります。

なお、同日、公聴会に引き続いて同会場にて海区漁業調整委員会を開催し、公聴会での意見等を踏まえて御審議の上、答申いただければと思います。

本日は、公聴会の開催について、御協議よろしくお願いいたします。

○加藤議長

最終的には、漁場計画については公聴会終了後、委員会の中で公聴会での意見を踏まえて審議し、答申することとなるようです。事務局からは9月12日、秋田地方総合庁舎において公聴会を開催したいという案が出されておりますが、よろしいでしょうか。

○委員

(「はい」の声)

○加藤議長

それでは事務局で手続きを進めてください。また、先ほどもお話ししたとおり、公聴会終了後、計画に対する意見を委員会で再度協議して、とりまとめた結果に基づいて答申を出したいと思いますのでご協力をお願いします。

### 議題3：その他

#### ①全国海区漁業調整委員会連合会の役員について（報告）

○加藤議長

それでは次に移ります。その他の①について事務局から説明をお願いします。

○事務局（奥山）

資料3-1をご覧ください。前回の委員会で、全国漁業調整委員会連合会通常総会の報告をしましたが、役員の交代について資料を添付しておりませんでしたので、本日ご報告させていただきます。下線を引いたところが交代された役員となっております。

○加藤議長

ありがとうございました。これは決定事項ですので、以上とします。

#### ②漁業法第73条第2項第2号に係る免許をすべき者の審査基準について（報告）

○加藤議長

②について事務局から説明をお願いします。

○事務局（保坂）

この審査基準は、漁業法が改正されたことにより、新たに作成するものとなります。同一の漁業権について免許の申請が複数ある場合、改正前の漁業法には免許の優先順

位が示されておりましたが、改正後はこの内容が撤廃されており、漁業法第73条第2項第2号の規定に基づき、「地域水産業の発展に最も寄与すると認められる者」に免許をすることになります。

具体的な例として、本県では、定置漁業権は漁協に免許する団体漁業権ではなく、個人又は会社等に免許する個別漁業権として設定することとしておりますが、新規に設定する漁業権に対して、複数の者から免許申請があった場合、そのうち誰に免許するかを判断するための審査基準を各県で定めて、免許することになります。

審査基準について概要を説明します。「地域の水産業の発展に最も寄与すると認める者」か否かは、漁業生産量の増大、漁業所得の向上、就業機会の拡大、地域の漁業者との調和的発展、地元の水産物流通や加工に与える影響について、(1)から(5)までに掲げる内容について、総合的に評価し、免許すべき者を判断することとします。

なお、同順位となった場合は、関係地区に住所を有する従事者が多い申請者を優先とし、さらに同順位の場合は、くじで決定することとします。

審査は、免許申請書類及びヒアリング等により行います。

この審査基準は、行政手続法に基づき、広く県民の意見を聴くパブリックコメントを行い、県民からの意見を基に必要に応じて修正し、改めて海区漁業調整委員会に示した上で定めることとなります。説明は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

パブコメが終わってから、委員会でまた協議するということですね。

○事務局(保坂)

はい。

○加藤議長

分かりました。それでは次に進みます。

### ③知事許可漁業の一斉更新について(報告)

○加藤議長

③について事務局から説明をお願いします。

○事務局(保坂)

知事許可漁業について、手繰第一種、いか釣り漁業を除く漁業は、令和5年12月末に有効期間が満了し一斉更新となります。

一斉更新にあたり、漁業の制限措置や条件等の見直しについて漁協を通じて各地区から20件の要望を出していただき、取りまとめたものが資料3-3です。この場では内容

について説明しませんが、要望に対して、対象資源の状況や漁業調整上影響がないかなどを検討し、8月下旬に開催する現地説明会にて関係漁業者等と協議することとしております。

知事許可漁業一斉更新に係る現地説明会の開催予定ですが、当日配付資料3-3-2をご覧ください。8月18、22、29日の日程で県内4地区にて開催する案を示しております。漁業者委員の皆様には、所属する地区の説明会に出席いただき、委員としての立場で御助言、御指導をお願いしたいと考えており、勝手ながら案にお名前を記載しております。また、中立、学識委員の皆様にもお忙しいところ恐縮ですが、都合がつく限りいずれかの地区に御出席をお願いしたいと考えております。今週中を目途に出席が可能な地区がありましたら、事務局までお知らせいただければと思います。来週には文書にて依頼いたします。

説明内容としては、一斉更新の基本的な考え方や、許可の制限措置や条件の見直し等要望への対応について説明の上、協議を予定しております。

知事許可漁業に関する説明は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明についてご質問等がありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

現地説明会の出席について、漁業者委員の皆様は割り振りされていますので、よろしく願います。その他委員も都合がつけば、ご出席ください。

現地説明会、公聴会など忙しくなりますが、よろしく願いたいと思います。

#### ④その他

○加藤議長

委員の皆様から何かありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

○加藤議長

事務局からは何かありますでしょうか。

○事務局(保坂)

毎回、洋上風力発電関係について報告させていただいておりますが、今回は次第への記載が抜けており、失礼いたしました。

事業の進捗については特に新しい情報はありませんが、新聞やテレビ等でも報道がありましたとおり、洋上風力発電事業を契機とし、三菱及び丸紅グループの大手総合商社

の持つ幅広い事業の知見を生かし、県と連携した洋上風力以外の地域活性化の取組が検討されております。水産分野からも連携できるテーマを提案するなどし、課題解決を目指す取組が期待されております。報告は以上です。

○加藤議長

ただいまの説明について、ご質問等ありますでしょうか。

○委員

(発言なし)

## 8 閉会

○加藤議長

他になければ、これで第22期第15回秋田海区漁業調整委員会を終了します。

終了